

第1章 総合交通計画の計画期間延長について

1.1 本計画の期間延長の趣旨

本市では、平成28年3月に「伊丹市総合交通計画」を策定し、「都市活動を支え だれもが快適に移動できる あしたにつながる交通まちづくり」を基本理念として様々な交通施策を展開しています。

当初の計画期間は、平成28（2016）年度から令和7（2025）年度までの10年間でしたが、その後、令和2年度の総合交通計画の中間見直しにおいて、上位計画である「第6次伊丹市総合計画 前期実施計画」の計画期間との整合を図るため、計画終期を令和6（2024）年度に変更しました。

この度、後期計画の最終年度となる令和6（2024）年度において、各実施施策の実施状況や設定した数値目標の達成状況の検証を行ったところ、基本理念に沿って概ね順調に取組が実施されていると評価できるものの、人口減少や社会情勢の変化など、交通をとりまく環境の変化を踏まえた見直しが必要と判断しました。

そこで、本計画では現行計画の基本理念を継続しながらも、上位計画である「第6次伊丹市総合計画」及び「第4次伊丹市都市計画マスタープラン」の計画終期との整合を図るため、計画期間を4年間延長し、新たな課題に対応すべく、基本目標や施策体系の見直しを図るものとします。

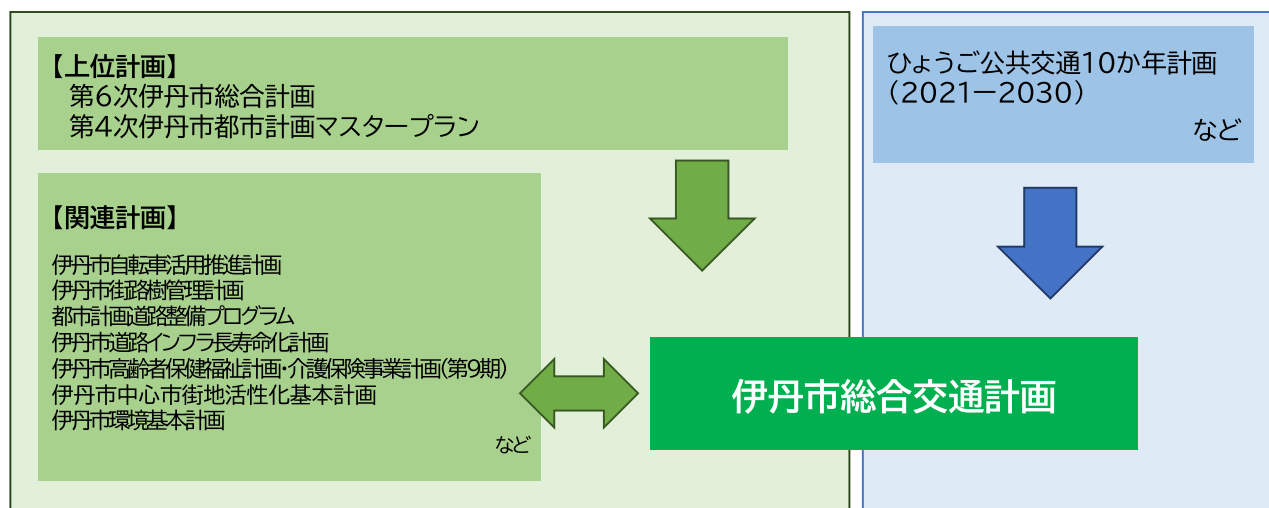
1.2 本計画の位置づけ

本計画は、国土交通省の「都市・地域総合交通戦略要綱」に基づく「都市・地域総合交通戦略」として策定し、交通事業とまちづくりが連携した総合的かつ戦略的な交通計画として運用しています。

また、市の上位計画との関連では、「第6次伊丹市総合計画」及び「第4次伊丹市都市計画マスタープラン」を上位計画とし、安全・安心、健康・福祉、にぎわい、環境などの他部門での関連計画と連携し、整合を図りながら、伊丹市周辺の高速道路や鉄道などの広域的な計画も踏まえ、伊丹市の目指すべき将来像の実現に向けた交通のあり方を示すものです。

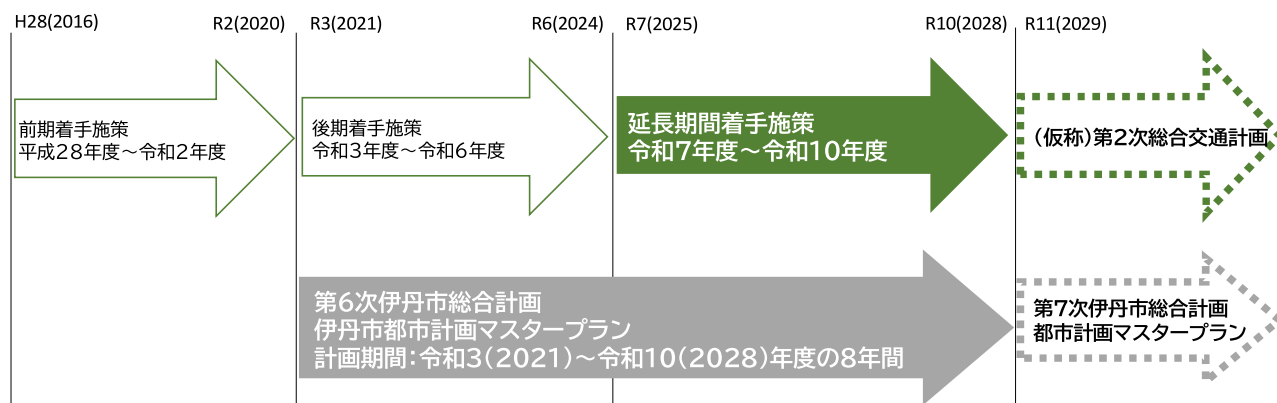
伊丹市の上位計画・関連計画

兵庫県・周辺地域



1.3 本計画の基本的事項

- (1) 対象区域：伊丹市域全域を基本とします。
- (2) 対象交通：公共交通機関（鉄道、バス、タクシーなど）、自動車、自転車、徒歩を基本とします。
- (3) 計画期間：令和7年度（2025年度）～令和10年度（2028年度）の4年間とし、交通を取り巻く環境に大きな変化があった場合など、必要に応じて見直しを行います。

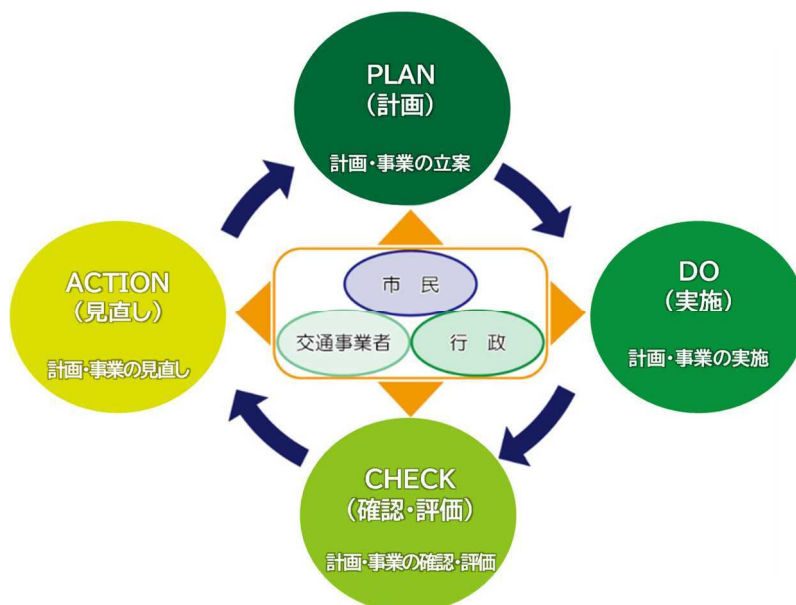


1.4 本計画の推進体制

計画の推進には、「市民」、「交通事業者」、「行政」の3者がそれぞれの役割を果たし、地域の課題やその対応等を共有していくことが重要です。

そこで、本計画の推進にあたっては、3者から構成される「伊丹市総合交通会議」において、PDCAサイクルに基づき実施施策の進捗状況や効果について検証を行うとともに、必要に応じて施策や取組の見直しを図るものとします。

【PDCAサイクル】



1.5 本計画とSDGsの取組との関連

SDGs (Sustainable Development Goals: 持続可能な開発目標)とは、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。

伊丹市では、世界共通のSDGsの目標達成に貢献する取組を推進するため、方向性を同じくする第6次伊丹市総合計画や各部門別計画の取組において、SDGsとの関連を位置づけることとしています。本計画においても、次の5つの目標との関連を位置づけ、取組を推進していきます。

【持続可能な開発目標 (SDGs) の17の目標】



【伊丹市総合交通計画と特に関連する項目】

3 すべての人に健康と福祉を	あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する。	11 住み続けられるまちづくりを	都市を包摂的、安全、レジリエントかつ持続可能にする
7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに	手ごろで信頼でき、持続可能かつ近代的なエネルギーへのアクセスを確保する	17 パートナーシップで目標を達成しよう	持続可能な開発に向けてグローバル・パートナーシップを活性化させる
9 産業と技術革新の基盤をつくろう	レジリエントなインフラを整備し、持続可能な産業化を推進するとともに、イノベーションの拡大を図る。		